

広島市報

定期第1039号
平成29年1月4日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

規 則

- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第51号)..... 4
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 4
- 介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定..... 4
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定..... 5
- 出納員の事務の一部委任..... 5
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗についての意見書の提出..... 5
- 平成28年度固定資産税・都市計画税の納期限が延長されている者について、広島市内に所在する土地又は家屋に関する平成28年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に供する期日..... 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定..... 6
- 開発行為に関する工事の完了..... 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定..... 7
- 自転車等の所有権の取得..... 7
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出..... 7
- 広島市特別名誉市民の顕彰..... 8
- 出納員の事務の一部委任 3件..... 8
- 開発行為に関する工事の完了..... 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止..... 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

- 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止.....10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定辞退.....10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更.....10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....10
- 出納員の事務の一部委任及び委任の解除.....11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件.....11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....13
- 公共下水道の供用開始.....13
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始.....13
- 自転車等の所有権の取得.....13
- 出納員の事務の一部委任 2件.....14
- 市営住宅等附設駐車場の使用料を定める.....15
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 2件.....15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....16
- 開発行為に関する工事の完了.....17

○平成28年第5回広島市議会定例会の招集.....17	○道路の区域変更（南区）.....24
○市営住宅の家賃の変更.....17	○道路の供用開始（南区）.....24
○広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物 処分手数料の収納事務の委託.....18	○放置自転車等の撤去（南区）.....24
○開発行為に関する工事の完了.....18	○建築基準法に基づく一つの敷地とみなすこ と等による一団地の認定（南区）.....24
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による医療扶助のための施術者の指定.....18	○放置自転車等の撤去（南区） 4件.....24
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による医療扶助のための施術者の廃止.....18	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....25
○出納員の事務の一部委任の解除.....18	○放置自転車等の撤去（南区）.....25
○開発行為に関する工事の完了.....18	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....25
○災害対策基本法による指定緊急避難場所の 指定.....19	○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....25
○介護保険法による指定居宅サービス事業及 び指定介護予防サービス事業の廃止.....19	○放置自転車等の撤去（西区） 7件.....25
○介護保険法による指定地域密着型サービス 事業の廃止.....19	○建築基準法による道路の位置の指定（西区）.....26
○放置自転車等の撤去（中区） 4件.....19	○放置自転車等の撤去（西区） 2件.....26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....20	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区）.....26
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....20	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃 止（安佐南区）.....26
○建築基準法による道路の位置の指定（中区）.....20	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐南区）.....26
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....20	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変 更（安佐南区）.....27
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....20	○道路の区域変更（安佐北区）.....27
○放置自転車等の撤去（中区） 4件.....20	○道路の供用開始（安佐北区）.....27
○道路の区域変更（中区）.....21	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 北区） 3件.....27
○道路の供用開始（中区）.....21	○路線名等を定める法定外公共物の指定（安 佐北区）.....28
○道路の区域変更（中区）.....21	○道路法による事業計画のある道路を建築基 準法に規定する道路と指定（安佐北区）.....28
○道路の供用開始（中区）.....21	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐北区）.....28
○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....21	○放置自転車等の撤去（安佐北区）.....28
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....22	○放置自転車等の撤去（安芸区）.....28
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....22	○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....28
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....22	○道路の区域変更（安芸区）.....28
○道路の区域変更（東区）.....22	○道路の供用開始（安芸区）.....29
○道路の供用開始（東区） 2件.....22	○放置自転車の撤去（安芸区）.....29
○放置自転車の撤去（東区） 2件.....23	○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....29
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....23	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変 更（安芸区）.....29
○放置自転車の撤去（東区） 4件.....23	○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....29
○放置自転車等の撤去（南区）.....23	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃 止（佐伯区）.....29
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....24	○路線名等を定める法定外公共物の指定（佐 伯区）.....29
	○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....29

- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....30
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....30
- 道路の区域変更（佐伯区）.....30
- 道路の供用開始（佐伯区）.....30
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....30
- 道路の区域変更（佐伯区）.....30
- 道路の供用開始（佐伯区）.....30
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....31
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）.....31
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....31
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....31
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....31
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....31
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....31
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....31

区 告 示

- 自動車臨時運行許可番号標の失効（安佐北区）.....32

区 選 管 告 示

- 公職選挙法による平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（中区）.....32
- 公職選挙法による平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（中区）.....32
- 公職選挙法による平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（東区）.....32
- 公職選挙法による平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（東区）.....32
- 公職選挙法による平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（南区）.....33
- 公職選挙法による平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生

- 年月日を記載した書面の縦覧（南区）.....33
- 公職選挙法による平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（西区）.....33
- 公職選挙法による平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（西区）.....33
- 公職選挙法による平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐南区）.....33
- 公職選挙法による平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐南区）.....33
- 安佐南区の投票区の設置の告示中表の一部変更（安佐南区）.....34
- 公職選挙法による平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐北区）.....34
- 公職選挙法による平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐北区）.....34
- 公職選挙法による平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安芸区）.....34
- 公職選挙法による平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安芸区）.....34
- 公職選挙法による平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（佐伯区）.....35
- 公職選挙法による平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（佐伯区）.....35
- 教育委員会告示
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催.....35

規則

広島市規則第51号

平成28年11月30日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第23条の4第2項第2号中「及び」を「として在職した期間（当該期間が1か月以下の場合を除く。）、」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

広島市告示第514号

平成28年11月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成28年11月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include 株式会社オフィス心絆, 社会福祉法人広島常光福祉会, 株式会社日本エルダリーケアサービス.

広島市告示第515号

平成28年11月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、介護保

険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成28年11月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include 医療法人翠幸会, 医療法人翠幸会, 医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック, 医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック, 医療法人和同会, 医療法人和同会, 株式会社Siwa, 株式会社Siwa, スターアテンド株式会社, スターアテンド株式会社, 医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック, 医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック, 医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック, 医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック.

有限会社三恵	ウエルケア安佐南	広島市安佐南区高取北一丁目6番11号ゆめタウン安古市1階	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
株式会社リンク	株式会社リンク	広島市安佐北区亀崎一丁目2番4号3F	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
有限会社三恵	ウエルケア安佐南	広島市安佐南区高取北一丁目6番11号ゆめタウン安古市1階	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売
株式会社リンク	株式会社リンク	広島市安佐北区亀崎一丁目2番4号3F	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

広島市告示第516号

平成28年11月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成28年11月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
医療法人社団 いでした内科・神経内科 クリニック	通所介護事業所「あい」	広島市安佐北区口田三丁目33番5号1F	地域密着型通所介護
医療法人社団 いでした内科・神経内科 クリニック	デイサービス「ソナタ」	広島市安佐北区狩留家町2832番地	地域密着型通所介護
株式会社サルート	グループホームとまとえばにし	広島市中区江波西二丁目8番6号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
有限会社サカコーポレーション	グループホームガーデンの家落合南	広島市安佐北区落合南九丁目5番20号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第517号

平成28年11月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部食品保健課出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員別紙のとおり。
- 2 委任した事務

健康福祉局保健部（広島市保健所）の分室において取り扱う次に掲げる事務

- (1) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（保健部の所掌事務に係るものに限る。）の取納
- (2) 広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）第2条に規定する手数料（保健所の所掌事務に係るものに限る。）の取納
- (3) 広島市化製場等に関する条例（昭和59年広島市条例第44号）第3条に規定する手数料の取納
- (4) 食品衛生責任者資格者証の実費の取納

3 委任年月日

平成28年4月1日

4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

（別紙）

設置場所	職名	氏名
健康福祉局保健部東区分室	生活衛生専門員	梶田 猛司
健康福祉局保健部南区分室	技師（シニア）	佐伯 幸三
健康福祉局保健部西区分室	技師（シニア）	伊藤 文明
健康福祉局保健部安佐南区分室	生活衛生専門員	岩田 敬二
健康福祉局保健部安佐北区分室	技師（シニア）	木下 研視
健康福祉局保健部安芸区分室	生活衛生専門員	新本 晴信
健康福祉局保健部佐伯区分室	生活衛生専門員	岡田 可人

広島市告示第518号

平成28年11月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、平成28年6月23日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 LECT（レクト）
- (2) 所在地 広島市西区扇二丁目1番1ほか

2 提出された意見の概要

本大規模小売店舗「LECT（レクト）」は駐車場3千台を要する、東西300メートルの規模の店舗であり、収容人数は一人にも上ると思われる。

自動車以外に自転車、バイク、徒歩など周辺の交通に多大な影響を及ぼす。

広島市の南部の東西の主要道路となっている「南道路」に沿っている。本店舗は一般の来店を目的とし、朝は6時より、夜は早朝2時までの営業を予定している。

周辺は、草津漁港の魚市場、青果物市場、食肉市場、花き市場、等々の早朝より行き交う貨物車両の他、仕事で出入りする

通勤車両の交通路でもある。

さらに、通常の時間帯では、西方・北方に位置する廿日市ICや五日市ICへの車両が通行する。

また、近隣の国道2号線や宮島街道からの流入は、草津や庚午の住宅街の中を通り抜けるか、遠回りしても、周辺に多大の渋滞を引き起こす。

<提案>

現状でやっと朝夕の渋滞の解消が出来たところへ、さらに土・休日の渋滞を引き起こすことになるが、改善策は、市や県が道路改善をすることしか、改善策は見つからないと思われる。

ア 佐伯区五日市・楽々園方面からの車両を、草津沼田道路より直接当該敷地へ誘導する高架道の設置をする。

イ 東方からの車両は現在の南道路高架部分を延長して、直接駐車場まで延伸する。

ウ 近隣の自転車・歩行者に対して、南道路を横切る歩道(トンネル)を設ける。

3 提出された意見書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課

4 提出された意見書の縦覧期間及び巡覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成28年11月2日から同年12月2日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示第519号

平成28年11月4日

平成28年4月22日付け広島市告示第230号により平成28年度固定資産税・都市計画税の納期限が延長されている者(熊本県に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等)については、平成28年4月28日付け広島市告示第244号により、広島市内に所在する土地又は家屋に関する平成28年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を平成28年4月1日(金)から「別途広島市告示で定める期日」まで縦覧に供することとしていましたが、平成28年10月25日付け広島市告示第498号により納期限が定まった者(次表記載の地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等)については、「別途広島市告示で定める期日」を平成28年11月30日(水)とし、また、平成28年10月25日付け広島市告示499号により納期限が定まった者(次表記載の地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等)については、「別途広島市告示で定める期日」を平成28年12月16日(金)とします。

平成28年10月25日付け広島市告示第498号により納期限が定まった地域

都道府県名	地 域
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡荻北町

平成28年10月25日付け広島市告示第499号により納期限が定まった地域

都道府県名	地 域
熊本県	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町

広島市長 松井一實

広島市告示第520号

平成28年11月7日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指名したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合は施術者の住所)		
協岡和生	KEIRO OW広島 中区ステ ーション	広島市中区東白鳥 町21-13 第 一鈴川ビル301 号	あん摩・マ ッサージ	平成28年 10月14 日
若狭大二朗	ワカサ鍼 灸サロン	広島市中区鉄砲町 8-15 キシモ トビル702	はり・きゅ う	平成28年 9月16日
今西孝雄 笹野孝良 小林愛	ほねつぎ 中山東は りきゅう 接骨院	広島市東区中山東 三丁目2-2	柔道整復	平成28年 11月1日
中村考志	旭町鍼灸 整骨院	広島市南区旭二丁 目14-8	柔道整復 はり・きゅ う	平成28年 10月5日
古谷文美	まもる鍼 灸整骨院	広島市安佐南区八 木八丁目13-1 -101	はり・きゅ う	平成28年 10月11 日

広島市告示第521号

平成28年11月8日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市東区福田一丁目の785番1, 786番1, 795番1, 795番2及び796番1
- 2 開発面積
1,609.34㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島県福山市南蔵王町六丁目12番22号
ワウハウス株式会社
代表取締役 藤井 義男
- 4 検査済証交付年月日
平成28年11月8日

広島市告示第522号

平成28年11月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
升広 淳	まごころ 鍼灸マッ サージ治 療院	広島市中区白鳥町 12-16 TK ビル1階	あん摩・マ ッサージ はり・きゅ う	平成28年 9月19日
水嶋 祐二	リラコイ ン通り整 骨院	広島市佐伯区五日 市一丁目7-12 タウン五日市1 F	柔道整復	平成28年 10月28 日
水嶋 祐二	リラ美鈴 が丘整骨 院	広島市佐伯区美鈴 が丘西一丁目3- 4 D棟4号室	柔道整復	平成28年 9月23日

広島市告示第523号

平成28年11月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第524号

平成28年11月8日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめタウン祇園
 - (2) 所在地 広島市安佐南区西原五丁目464番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)

位 置	収容台数
第一駐輪場	67台
第二駐輪場	27台
第三駐輪場	20台
第四駐輪場	40台
第五駐輪場	42台
第六駐輪場	69台
第七駐輪場	20台
第八駐輪場	25台
第九駐輪場	24台
合 計	334台

(変更後)

位 置	収容台数
第一駐輪場	67台
第二駐輪場	27台
第三駐輪場	20台
第四駐輪場	40台
第五駐輪場	42台
第六駐輪場	69台
第七駐輪場	20台
第八駐輪場	25台
第九駐輪場	24台
合 計	334台

※変更の内容は第一駐輪場の位置の変更

4 変更年月日

平成28年11月7日

5 届出年月日

平成28年10月31日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成28年11月8日から平成29年3月8日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成28年12月29日から平成29年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成29年3月8日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第525号

平成28年11月9日

広島市名誉市民条例（昭和37年広島市条例第17号）第8条の定めるところにより、広島市特別名誉市民として次の者を顕彰しました。

広島市長 松井 一 實

氏 名 ヌルスルタン・ナザルバエフ
現住所 カザフスタン共和国アスタナ市
功績概要 別紙のとおり。

（別紙）

功 績 概 要

ヌルスルタン・ナザルバエフ氏は、平成2年（1990年）4月にカザフ・ソビエト社会主義共和国大統領に就任され、その直後の平成3年（1991年）8月に、40年間にわたって、450回を超える核実験が実施されてきたセミパラチンスク核実験場を閉鎖するとともに、その後、当時世界第4位の規模であった自国の核兵器を放棄されました。また、その積極的な外交政策によ

り、平成21年（2009年）3月には、中央アジア非核兵器地帯を創設されるなど、長年、核兵器廃絶に向けて尽力しておられます。

さらに氏は、国際連合に対しても積極的な働き掛けをなされており、平成21年（2009年）12月、氏の提案を受けて、国連総会において、セミパラチンスク核実験場が閉鎖された8月29日を「核実験に反対する国際デー」とする決議が採択されました。また、平成27年（2015年）の第70回国連総会では、演説で広島・長崎の原爆投下から70年を迎えたことに言及しつつ、核兵器のない世界を実現することを21世紀における人類の第一目標とする「核兵器のない世界の実現に向けた普遍的宣言」に関する決議の採択を主導されました。

カザフスタン共和国は、平成27年（2015年）9月から日本国政府と共に第9回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議の議長国を務めています。同年10月に安倍首相がカザフスタン共和国を訪問した際、CTBT発効促進の重要性を訴えるため、CTBTに関する両国首脳による共同声明が発表されるとともに、「日本国とカザフスタン共和国との間の戦略的パートナーシップの深化及び拡大に関する共同声明」の中で、氏は、核兵器の非人道的影響を広め、核兵器のない世界の実現に向けた機運を高めるため、世界の政治指導者や市民、特に若い世代が広島・長崎を訪問することや、セミパラチンスク元核実験場の視察等を行うことの重要性について言及されました。

また、氏は平和首長会議の取組にも深い理解を示されています。平成26年（2014年）7月、かつてセミパラチンスク核実験場があったセメイ市のリーダー都市への就任に当たっては、その支援を表明していただくとともに、カザフスタン共和国内の加盟都市拡大にも賛同の意を表明されています。

さらに、カザフスタン共和国からは、平成18年（2006年）以降、毎年本市主催の平和記念式典に駐日大使等に参列していただいています。そして、本日は大統領である氏が初めて本市を訪れ、平和記念資料館の視察や原爆死没者慰霊碑への参拝などを通して、被爆の実相に触れていただきました。核兵器廃絶に向けた取組において、国際社会で大きな影響力を持つ氏が本市を訪問されたことで、核兵器廃絶の国際的な機運がより一層高まると確信しております。

以上のとおり、氏は、本市及び平和首長会議が進める核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた活動に多大な貢献をしておられ、その功績は誠に顕著であります。

広島市告示第526号

平成28年11月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のと

おり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

井口連絡所

- 主任 三木 洋子 主事 山成 佑果
- 主査 桧谷 裕子 主事 桜井 加代
- 主査 宮田 美恵 主事 大石 誠
- 主事 青谷 早苗 主事 矢川 めぐみ
- 主事 竹原 正之

2 委任した事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（井口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の取納

3 委任年月日

平成28年4月1日

4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第527号

平成28年11月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

井口連絡所

臨時職員 田中 陽子

2 委任した事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（井口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の取納

3 委任年月日

平成28年4月1日

4 委任期間

平成28年4月1日から平成28年6月30日まで

広島市告示第528号

平成28年11月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

井口連絡所

臨時事務員 瀧川 弘美

2 委任した事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（井口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の取納

3 委任年月日

平成28年7月1日

4 委任期間

平成28年7月1日から平成28年12月31日まで

広島市告示第529号

平成28年11月14日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（2工区）

広島市西区己斐東一丁目の1679番1の一部、1679番2、2番38の一部、2番62、4番1の一部、4番66の一部、4番67の一部、4番71の一部、4番77の一部、4番97の一部、4番99、4番108の一部、4番109の一部及び4番110の一部

2 開発面積

（2工区）

10,787.74㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区己斐東一丁目10番1号

ノートルダム清心中・高等学校

校長 今崎 成志

4 検査済証交付年月日

平成28年11月14日

広島市告示第530号

平成28年11月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
医療法人翠清会梶川病院	広島市中区昭和町8-20	平成28年10月1日
千田内科クリニック	広島市中区千田町一丁目9-1 2F	平成28年10月1日
アルファ歯科クリニック	広島市中区八丁堀3-12 砂原ビル2F	平成28年10月1日

若草薬局	広島市東区若草町5-3	平成28年10月1日
ハート薬局 温品店	広島市東区温品七丁目10-11-14	平成28年10月1日
医療法人 もり小児科	広島市南区翠二丁目27-27	平成28年10月1日
広栄薬品(株) 広大薬局	広島市南区出汐一丁目7-1	平成28年10月31日
ハート薬局 海岸店	広島市南区宇品海岸二丁目11-6	平成28年10月1日
ハート薬局 神田店	広島市南区宇品神田五丁目20-13	平成28年10月1日
ハート薬局 中央店	広島市南区宇品神田一丁目4-28	平成28年10月1日
ハート薬局 みなみ店	広島市南区皆実町四丁目22-2	平成28年10月1日
ハート薬局東雲店	広島市南区東雲本町一丁目1-34 1F	平成28年10月1日
久保歯科医院	広島市西区南観音二丁目7-21-2	平成28年10月1日
ハート薬局 観音店	広島市西区南観音二丁目7-14	平成28年10月1日
中増整形外科クリニック	広島市安佐南区大塚西四丁目17-1	平成28年9月30日
ハート薬局 高陽店	広島市安佐北区口田三丁目1-18	平成28年10月1日
(南)ヒラノ薬局	広島市安芸区船越二丁目1-4	平成28年8月28日
ハート薬局 八幡店	広島市佐伯区八幡二丁目6-18	平成28年10月1日

広島市告示第531号

平成28年11月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	休止年月日
医療法人 藤原胃腸肛門科・外科医院	広島市佐伯区八幡が丘一丁目22-14	平成28年9月1日
五日市中野眼科医院	広島市佐伯区海老園一丁目5-40	平成28年7月1日

広島市告示第532号

平成28年11月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機

関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	辞退年月日
藤井小児科医院	広島市中区光南二丁目1-5-201	平成28年11月13日
医療法人社団 柄菌科医院	広島市中区本通7-30 榎屋ビル2F	平成28年11月30日

広島市告示第533号

平成28年11月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	変更年月日
(新) 石橋クリニック	広島市西区西観音町23-18	平成28年10月3日
(旧) 川越内科・胃腸科医院		
(新) スカイ薬局 緑井店	広島市安佐南区緑井二丁目11-15	平成28年10月1日
(旧) うさぎ薬局		
(新) スカイ薬局 上安店	広島市安佐南区上安二丁目5-26	平成28年10月1日
(旧) アラタ薬局		
ニックス訪問看護ステーション	(新) 広島市東区尾長東二丁目7-28	平成28年6月20日
	(旧) 広島市南区仁保新町二丁目9-32	

広島市告示第534号

平成28年11月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
千田内科クリニック	広島市中区千田町一丁目9-1	平成28年10月1日	平成34年9月30日

翠清会梶川病院	広島市中区東千田町一丁目1-23	平成28年10月1日	平成34年9月30日
アルファ歯科クリニック	広島市中区八丁堀3-12	平成28年10月1日	平成34年9月30日
若草薬局	広島市東区若草町5-3 1F	平成28年10月1日	平成34年9月30日
ハート薬局 温品店	広島市東区温品七丁目10-11-14	平成28年10月1日	平成34年9月30日
医療法人 もり小児科	広島市南区翠二丁目27-30	平成28年10月1日	平成34年9月30日
ハート薬局 海岸店	広島市南区宇品海岸二丁目11-6	平成28年10月1日	平成34年9月30日
ハート薬局 神田店	広島市南区宇品神田五丁目20-13	平成28年10月1日	平成34年9月30日
ハート薬局 中央店	広島市南区宇品神田一丁目4-28	平成28年10月1日	平成34年9月30日
ハート薬局 みなみ店	広島市南区皆実町四丁目22-2	平成28年10月1日	平成34年9月30日
ハート薬局 東雲店	広島市南区東雲本町一丁目1-34 1F	平成28年10月1日	平成34年9月30日
しみず眼科医院	広島市西区井口明神一丁目14-49 明神ビル4F	平成28年10月1日	平成34年9月30日
久保歯科医院	広島市西区南観音二丁目7-21-2	平成28年10月1日	平成34年9月30日
ハート薬局 観音店	広島市西区南観音二丁目7-14	平成28年10月1日	平成34年9月30日
中増整形外科クリニック	広島市安佐南区大塚西四丁目17-1	平成28年10月1日	平成34年9月30日
リハビリ訪問看護ステーション サポート	広島市安佐南区伴東一丁目13-21	平成28年4月1日	平成34年3月31日
ハート薬局 高陽店	広島市安佐北区口田三丁目1-18	平成28年10月1日	平成34年9月30日
さくらウイメンズクリニック	広島市佐伯区五日市駅前一丁目5-18-40	平成28年1月1日	平成34年10月31日
あだちツインズ歯科クリニック	広島市佐伯区楽々園三丁目2-16	平成28年1月1日	平成34年10月31日
ハート薬局 八幡店	広島市佐伯区八幡二丁目6-18	平成28年10月1日	平成34年9月30日

~~~~~

**広島市告示第535号**  
平成28年11月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、安佐北消防署出納員の事務の一部を次のとおり委任

及び委任の解除をしたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた分任出納員及び委任年月日  
安佐北消防署  
安芸太田出張所長 齊藤 浩司  
平成28年4月1日
- 2 委任の解除を受けた分任出納員及び解除年月日  
安佐北消防署  
安芸太田出張所長 川崎 恭一  
平成28年3月31日
- 3 委任又は委任の解除をした事務
  - (1) 広島市消防関係手数料条例第2条に規定する手数料（安佐北消防署安芸太田出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
  - (2) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（安佐北消防署安芸太田出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

~~~~~

広島市告示第536号

平成28年11月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
医療法人豊生会 むらもとクリニック	広島市中区大手町一丁目1-20 相生橋ビル5F	平成28年1月1日	平成34年10月31日
中澤内科病院	広島市中区立町4-19	平成28年1月1日	平成34年10月31日
上村医院	広島市中区住吉町8-19	平成28年1月1日	平成34年10月31日
平和大通り心療クリニック	広島市中区中町8-6 フジタビル3F	平成28年1月1日	平成34年10月31日
有限会社みどり薬局	広島市中区江波二本松二丁目7-32	平成28年1月1日	平成34年10月31日
渡部内科医院	広島市東区牛田新町一丁目6-36	平成28年1月1日	平成34年10月31日
水上歯科医院	広島市東区戸坂出江二丁目7-20	平成28年1月1日	平成34年10月31日
医療法人社団 島本外科内科医院	広島市南区宇品東七丁目2-26	平成28年1月1日	平成34年10月31日

どえ歯科医院	広島市南区東雲本町二丁目4-20	平成28年1月1日	平成34年10月31日
広島中央保健生活協同組合 草津診療所	広島市西区草津東一丁目11-43	平成28年1月30日	平成34年11月29日
有限会社みなみ町薬局	広島市西区草津南一丁目7-10	平成28年1月1日	平成34年10月31日
医療法人 近藤小児科内科医院	広島市安佐南区山本一丁目19-36	平成28年1月1日	平成34年10月31日
医療法人社団 佐々木整形外科クリニック	広島市安佐南区伴中央四丁目3-20	平成28年1月1日	平成34年10月31日
小島クリニック	広島市安佐南区祇園四丁目8-5	平成28年1月1日	平成34年10月31日
㈱ヒノキ薬品虹山薬局	広島市安佐北区亀山南四丁目2-18	平成28年1月1日	平成34年10月31日
ひかり薬局	広島市安佐北区白木町三田7005-2	平成28年1月1日	平成34年10月31日
矢口調剤薬局	広島市安佐北区口田一丁目8-17	平成28年1月1日	平成34年10月31日
オズ薬局 可部店	広島市安佐北区可部四丁目23-13	平成28年1月1日	平成34年10月31日
訪問看護ステーションたんぼの風	広島市安芸区矢野町700	平成28年1月1日	平成34年10月31日
訪問看護ステーション中野	広島市安芸区中野三丁目9-6 れんげビル2F	平成28年1月1日	平成34年10月31日
医療法人社団 谷本小児科	広島市佐伯区五日市四丁目3-1	平成28年1月1日	平成34年10月31日
医療法人社団 朋和会 西広島リハビリテーション病院	広島市佐伯区三宅六丁目265	平成28年1月1日	平成34年10月31日
セピア薬局	広島市佐伯区皆賀二丁目2-31	平成28年1月1日	平成34年10月31日
全快堂薬局 五日市店	広島市佐伯区八幡東三丁目248-10	平成28年1月1日	平成34年10月31日

広島市告示第537号

平成28年11月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
北浦皮膚科医院	広島市中区光南一丁目8-22	平成28年1月1日	平成34年10月31日
梶谷歯科医院	広島市中区東白鳥町17-28	平成28年1月1日	平成34年10月31日
肥野藤内科医院	広島市東区馬木二丁目541-5	平成28年1月1日	平成34年10月31日
津谷歯科医院	広島市東区中山東三丁目2-2	平成28年1月1日	平成34年10月31日
桜田整形外科	広島市南区猿猴橋町2-11 駅前クリニックビル4F	平成28年1月1日	平成34年10月31日
武市クリニック	広島市南区西荒神町1-33	平成28年1月1日	平成34年10月31日
ささき歯科医院	広島市西区三篠北町19-16	平成28年1月1日	平成34年10月31日
しんたに歯科医院	広島市西区中広町三丁目2-10 明貴マンション201	平成28年1月1日	平成34年10月31日
小田内科クリニック	広島市安佐北区可部四丁目23-13	平成28年1月1日	平成34年10月31日
ふじたこどもクリニック	広島市安佐北区可部四丁目23-13	平成28年1月1日	平成34年10月31日
土井薬局	広島市安佐北区亀崎三丁目5-17-5	平成28年1月1日	平成34年10月31日
三戸歯科医院	広島市安芸区中野二丁目15-7	平成28年11月1日	平成34年10月31日
家頭歯科医院	広島市安芸区船越五丁目13-9	平成28年1月1日	平成34年10月31日
名草クリニック	広島市佐伯区五日市中央三丁目9-51	平成28年1月1日	平成34年10月31日
まつしま歯科クリニック	広島市佐伯区湯来町大字和田字道原178-1	平成28年1月1日	平成34年10月31日
かねこ歯科医院	広島市佐伯区八幡三丁目23-25	平成28年1月1日	平成34年10月31日
ブルー薬局	広島市佐伯区五日市中央一丁目19-11	平成28年1月1日	平成34年10月31日

広島市告示第538号

平成28年11月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3

第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専業の場合は施術者の住所)		
鈴木杏奈	小町鍼灸院	広島市中区小町2-27-303	はり・きゅう	平成28年10月1日
山下出帆山本忍	いずほ鍼灸マッサージ治療院	広島市安佐南区緑井二丁目5-21-201号	あん摩・マッサージ	平成28年10月1日
			はり・きゅう	

広島市告示第539号

平成28年11月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
福田直美	リラコイン通り整骨院	広島市佐伯区五日市一丁目7-12 タウン五日市1F	柔道整復	平成28年9月23日
福田直美	リラ美鈴が丘整骨院	広島市佐伯区美鈴が丘西一丁目3-4 D棟4号室	柔道整復	平成28年9月23日

広島市告示第540号

平成28年11月18日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成28年11月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設的方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	安芸区	中野東二丁目の一部	分流
	佐伯区	千同一丁目及び三筋二丁目の各一部	
汚水を排除	東区	戸坂山根二丁目及び中山中町の各一部	
	西区	井口五丁目の一部	
	安佐南区	川内六丁目、緑井四丁目、中筋四丁目、高取南一丁目及び山本九丁目の各一部	
	安佐北区	深川八丁目、亀山四丁目及び亀山八丁目の各一部	
	安芸区	中野東二丁目及び矢野東四丁目の各一部	
	佐伯区	五日市町大字上小深川の一部	

広島市告示第541号

平成28年11月18日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成28年11月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
東区	戸坂山根二丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
西区	井口五丁目の一部	
安佐南区	川内六丁目、緑井四丁目、中筋四丁目、高取南一丁目及び山本九丁目の各一部	
安佐北区	深川八丁目、亀山四丁目及び亀山八丁目の各一部	
佐伯区	千同一丁目、三筋二丁目及び五日市町大字上小深川の各一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
東区	中山中町の一部	
安芸区	中野東二丁目及び矢野東四丁目の各一部	

広島市告示第542号

平成28年11月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号)第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第543号

平成28年11月24日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり。

2 委任する事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則(昭和28年広島市規則第10号)第2条第2項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払(競輪場外で行うものに限る。)

3 委任年月日

平成28年12月2日

4 委任機関

平成28年12月2日から平成29年3月5日まで

(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	高松競輪場	楠 康弘	H28. 12. 2～ H29. 3. 5
競輪事務局	高知競輪場	森岡 眞秋	
競輪事務局	青森競輪場	鳴海 雄大	
競輪事務局	サテライト六戸	秋元 善行	
競輪事務局	サテライト石鳥谷	坂本 亮	
競輪事務局	いわき平競輪場	高萩 正人	
競輪事務局	サテライトかしま	小野 雅彦	
競輪事務局	サテライト大和	杉岡 雄二	
競輪事務局	弥彦競輪場	高島 大介	
競輪事務局	サテライト新潟	水澤 正一	
競輪事務局	サテライト会津	本多 正	
競輪事務局	前橋競輪場	櫻井 正明	
競輪事務局	取手競輪場	森田 正和	
競輪事務局	サテライトしおさい鹿島	石川 悟	
競輪事務局	宇都宮競輪場	夏葉 恭弘	
競輪事務局	大宮競輪場	佐々木 政司	
競輪事務局	立川競輪場	中村 達也	
競輪事務局	サテライト中越	瀧 研一	
競輪事務局	サテライト水戸	網代 政巳	
競輪事務局	サテライト双葉	今村 昌俊	
競輪事務局	松戸競輪場	上野 真一	

競輪事務局	サテライト船橋	齋藤 寛之
競輪事務局	千葉競輪場	鴻崎 豊宏
競輪事務局	サテライト鴨川	井上 馨
競輪事務局	サテライト市原	湯沢 秀臣
競輪事務局	川崎競輪場	青井 満
競輪事務局	ラ・ビスタ新橋	曾我 訓久
競輪事務局	サテライト横浜	木暮 慎二
競輪事務局	小田原競輪場	曾我 泰
競輪事務局	伊東温泉競輪場	福西 淳
競輪事務局	静岡競輪場	山本 剛由
競輪事務局	岐阜競輪場	加藤 一義
競輪事務局	大垣競輪場	高橋 武
競輪事務局	豊橋競輪場	荒川 克己
競輪事務局	富山競輪場	草別 富夫
競輪事務局	松阪競輪場	松葉 智子
競輪事務局	四日市競輪場	石田 康郎
競輪事務局	福井競輪場	南 裕之
競輪事務局	奈良競輪場	増田 勝彦
競輪事務局	京都向日町競輪場	高野 秀雄
競輪事務局	和歌山競輪場	西 正也
競輪事務局	岸和田競輪場	船橋 恵子
競輪事務局	小倉競輪場	窪田 浩二
競輪事務局	武雄競輪場	小田 修
競輪事務局	サテライト宮崎	松尾 博文
競輪事務局	サテライト三股	福田 哲久
競輪事務局	サテライトみぞべ	黒尾 聖洋
競輪事務局	サテライト鹿児島	加古 亮太
競輪事務局	佐世保競輪場	松本 浩二
競輪事務局	別府競輪場	上田 亨
競輪事務局	サテライト阿久根	内藤 豊

広島市告示第544号

平成28年11月24日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり。

2 委任する事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則(昭和28年広島市規則第10号)第2条第2項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払(競輪場外で行うものに限る。)

3 委任年月日

平成29年1月28日

4 委任期間

平成29年1月28日から平成29年3月5日まで

(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	玉野競輪場	山下 浩二	H29. 1. 28~ H29. 3. 5
競輪事務局	防府競輪場	熊谷 俊二	
競輪事務局	サテライト宇部	酒井 孝子	
競輪事務局	小松島競輪場	壽満 靖司	
競輪事務局	サテライト徳島	森 広樹	
競輪事務局	サテライト南国	木村 祐介	
競輪事務局	サテライト安田	武田 昌史	
競輪事務局	松山競輪場	堀内 清弘	
競輪事務局	サテライトこまつ	大原 文博	
競輪事務局	サテライト西予	田中 傑計	
競輪事務局	函館競輪場	米田 剛	
競輪事務局	サテライト札幌	村田 剛	
競輪事務局	サテライト石狩	野澤 和雄	
競輪事務局	サテライト男鹿	松村 めぐみ	
競輪事務局	名古屋競輪場	児玉 英希	
競輪事務局	サテライト大阪	吉野 博	
競輪事務局	久留米競輪場	豊福 浩二	
競輪事務局	サテライト中洲	佐藤 孝宏	
競輪事務局	サテライト北九州	湯前 亘裕	
競輪事務局	熊本競輪場	山浦 英樹	

広島市告示第545号

平成28年11月24日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第37条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営住宅等附設駐車場の使用料を別紙のとおり定めます。

広島市長 松井 一 實

(別紙)

新設（平成28年12月1日供用開始）する附設駐車場

名称	所在地	構造	建設年度	区画番号	月額使用料(円)
戸坂東浄26~28アパート附設駐車場	東区戸坂新町二丁目	アスファルト舗装	平成28年度	58号	4,320

上表にかかわらず、平成28年12月1日から平成31年3月31日までの期間における附設駐車場の月額使用料については、次表に定める額とする。

名称	区画番号	月額使用料(円)	適用期間
戸坂東浄26~28アパート附設駐車場	58号	2,160	平成28年12月1日から平成31年3月31日まで

広島市告示第546号

平成28年11月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1

項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ドラッグコスモスカわうち店
 - 所在地 広島市安佐南区川内五丁目3031番9ほか
- 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年7月19日
- 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1,249平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数

40台
 - 駐輪場の収容台数

12台
 - 荷さばき施設の面積

48平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数

3か所
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで
- 届出年月日

平成28年11月18日
- 届出書の縦覧場所
 - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 縦覧期間

平成28年11月25日から平成29年3月27日まで。

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成28年12月29日から平成29年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成29年3月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第547号

平成28年11月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）ホームセンターコーナン広島皆実町店

(2) 所在地 広島市南区皆実町二丁目224番12

2 大規模小売店舗を設置する者

コーナン商事株式会社

代表取締役 疋田 直太郎

堺市西区鳳東町四丁401番地1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者

コーナン商事株式会社

代表取締役 疋田 直太郎

堺市西区鳳東町四丁401番地1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年7月22日

5 大規模小売店舗の店舗面積の合計

5,868平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

94台

(2) 駐輪場の収容台数

170台

(3) 荷さばき施設の面積

35.2平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

18.7立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前6時30分

イ 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成28年11月21日

9 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所市民部政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成28年11月25日から平成29年3月27日まで。

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成28年12月29日から平成29年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午後8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成29年3月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第548号

平成28年11月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
山本 哲也	ほねつぎ 中山東はりきゅう 接骨院	広島市東区中山東 三丁目2-2	柔道整復	平成28年 10月31日
木坂 有樹	わかば鍼灸 接骨院	広島市安佐南区西 原九丁目1-4	柔道整復 はり・きゅう	平成28年 11月1日

広島市告示第549号

平成28年11月25日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐南区伴中央三丁目2050番
- 開発面積
150.31㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市安佐南区西原七丁目8-7-201
西村 昭彦, 西村 亜季子
- 検査済証交付年月日
平成28年11月25日

広島市告示第550号

平成28年11月28日

平成28年第5回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 招集日 平成28年12月5日
- 招集場所 広島市役所

広島市告示第551号

平成28年11月28日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり
- 変更期間
平成28年12月1日から平成29年3月31日まで
- 変更理由
浴槽・風呂釜設置

(別紙)

【変更後の家賃額】

住 宅 種 別	住 宅 名	号室	構造	建設年度	利便性係数	本 来 家 賃 (月 額)											
						政 令 月 収											
公営	庚午南アパー ト2号棟	102号	耐火 二階建	昭和44年	0.8963	0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001	214,001	259,001	21,600	21,600	39,900	25,000
						104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000	259,000					
						11,500	13,300	15,200	17,100	19,600	21,600	25,000					
公営	五日市河内住宅	102号	中耐	昭和53年	0.7839	17,400	20,000	22,900	25,900	29,500	34,100	39,900	25,000	25,000	34,100	39,900	
						14,900	17,200	19,700	22,200	25,000	25,000						
公営	坪井住宅4号棟	205号	中耐	昭和48年	0.8511	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—

* 収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となつて算出した金額を加算した額。（本来家賃+（近傍同種家賃-本来家賃）×割増率）

広島市告示第552号

平成28年11月28日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
シダックスアイ株式会社	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3	代表取締役 阿部 誠

2 委託した期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

広島市告示第553号

平成28年11月29日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐北区落合南五丁目1009番4

2 開発面積

259.01㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐北区可部南二丁目5番3-3

小田 賢治, 小田 恭子

4 検査証済交付年月日

平成28年11月29日

広島市告示第554号

平成28年11月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		

竹村 信也	パンダ接骨鍼灸院 可部院	広島市安佐北区可部七丁目1-29	はり・きゅう	平成28年12月1日
-------	--------------	------------------	--------	------------

広島市告示第555号

平成28年11月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
水嶋 祐二	整骨院 ころろ 曙院	広島市東区曙二丁目8-16	柔道整復	平成28年11月2日

広島市告示第556号

平成28年11月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部委任を次のとおり解除したので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任の解除を受けた分任出納員

広島市健康福祉局保健部動物管理センター

獣医師 堀 敬太

2 解除した事務

広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）第2条に規定する手数料（動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 解除年月日

平成28年11月30日

広島市告示第557号

平成28年11月30日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市西区南観音六丁目の1650番及び1656番

2 開発面積

2,020.78㎡